



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月1日土曜日 第395号外4

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） …… 1
- 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（ 〳 ） …… 8
- 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則……………（ 〳 ） …… 9

訓 令

- 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令……………（人事課） ……10
- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（ 〳 ） ……11
- 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令……………（ 〳 ） ……30
- 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（ 〳 ） ……33
- 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令……………（ 〳 ） ……38

規 則

○愛媛県規則第22号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(局及び課)			(局及び課)		
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。			第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		
総務部	総務管理局	総務管理課、人事課、職員厚生課、市町振興課、私学文書課	総務部	総務管理局	総務管理課、人事課_____、市町振興課、私学文書課
省略	省略		省略	省略	
県民環境部	県民生活局	県民生活課_____、人権対策課	県民環境部	県民生活局	県民生活課、男女参画・県民協働課、人権対策課
省略	省略		省略	省略	
環境局	環境局	環境・ゼロカーボン推進課、循環型社会推進課、自然保護課	環境局	環境局	環境政策課_____、循環型社会推進課、自然保護課
保健福祉部	生きがい推進局	男女参画・子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、ねんりんピック推進課	保健福祉部	生きがい推進局	子育て支援課_____、障がい福祉課、長寿介護課、ねんりんピック推進課
省略	省略		省略	省略	
農林水産部	農政企画局	農政課、農業経済課、食ブランドマーケティング課	農林水産部	農政企画局	農政課、農業経済課、ブランド戦略課_____
省略	省略		省略	省略	
省略	省略		省略	省略	
(室)			(室)		
第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。			第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。		

33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	省略			
51	省略			
52	省略			

32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	省略			
51	省略			

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から38の部まで、40の部、41の部、44の部1の項及び52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から38の部まで、44の部1の項及び52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項及び51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項及び51の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

2～4 省略

別表1（第4条関係）

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）
職印	省略 20
省略	
秘書広報統括監印	
福祉政策統括監印	
省略	
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）
職印	省略
省略	
秘書広報統括監印	
省略	
省略	
省略	

（愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>林業研究センター</p> <p>省略</p> <p><u>人材育成室</u></p> <p>(1) 林業、森林、緑化及びカーボンニュートラルに関する研修の実施に関すること。</p> <p>(2) <u>スマート林業の推進に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>林業研究センター</p> <p>省略</p> <p><u>研修課</u></p> <p>(1) 林業、森林及び緑化 _____ に関する研修の実施に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

（愛媛県青少年対策本部規程の一部改正）

第4条 愛媛県青少年対策本部規程（昭和54年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、福祉政策統括監の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>（事務局）</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2 省略</u></td></tr> <tr><td><u>3 省略</u></td></tr> <tr><td><u>4 省略</u></td></tr> </table>	1 省略	<u>2 省略</u>	<u>3 省略</u>	<u>4 省略</u>	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>（事務局）</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> _____ に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>県民環境部県民生活局県民生活課長</u> _____ の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2 保健福祉部長</u></td></tr> <tr><td><u>3 省略</u></td></tr> <tr><td><u>4 省略</u></td></tr> <tr><td><u>5 省略</u></td></tr> </table>	1 省略	<u>2 保健福祉部長</u>	<u>3 省略</u>	<u>4 省略</u>	<u>5 省略</u>
1 省略										
<u>2 省略</u>										
<u>3 省略</u>										
<u>4 省略</u>										
1 省略										
<u>2 保健福祉部長</u>										
<u>3 省略</u>										
<u>4 省略</u>										
<u>5 省略</u>										

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県長寿社会対策本部規程（昭和59年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前													
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td><u>5 保健福祉部長</u></td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> </table>	1～4 省略	<u>5 保健福祉部長</u>	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td><u>5</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> </table>	1～4 省略	<u>5</u> 省略	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略
1～4 省略														
<u>5 保健福祉部長</u>														
<u>6</u> 省略														
<u>7</u> 省略														
<u>8</u> 省略														
<u>9</u> 省略														
<u>10</u> 省略														
1～4 省略														
<u>5</u> 省略														
<u>6</u> 省略														
<u>7</u> 省略														
<u>8</u> 省略														
<u>9</u> 省略														

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部生きがい推進局</u>の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>福祉政策統括監</u>をもつて充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>保健福祉部生きがい推進局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2 秘書広報統括監</u></td></tr> <tr><td><u>3 デジタル変革担当部長</u></td></tr> <tr><td><u>4 福祉政策統括監</u></td></tr> <tr><td><u>5 理事</u></td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>11</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>12</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>13</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>14</u> 省略</td></tr> </table>	1 省略	<u>2 秘書広報統括監</u>	<u>3 デジタル変革担当部長</u>	<u>4 福祉政策統括監</u>	<u>5 理事</u>	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略	<u>11</u> 省略	<u>12</u> 省略	<u>13</u> 省略	<u>14</u> 省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部県民生活局</u>の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>県民環境部長</u>をもつて充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>県民環境部県民生活局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、<u>県民環境部県民生活局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>県民環境部県民生活局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>3</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>4</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>5</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> </table>	1 省略	<u>2</u> 省略	<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略	<u>5</u> 省略	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略
1 省略																									
<u>2 秘書広報統括監</u>																									
<u>3 デジタル変革担当部長</u>																									
<u>4 福祉政策統括監</u>																									
<u>5 理事</u>																									
<u>6</u> 省略																									
<u>7</u> 省略																									
<u>8</u> 省略																									
<u>9</u> 省略																									
<u>10</u> 省略																									
<u>11</u> 省略																									
<u>12</u> 省略																									
<u>13</u> 省略																									
<u>14</u> 省略																									
1 省略																									
<u>2</u> 省略																									
<u>3</u> 省略																									
<u>4</u> 省略																									
<u>5</u> 省略																									
<u>6</u> 省略																									
<u>7</u> 省略																									
<u>8</u> 省略																									
<u>9</u> 省略																									
<u>10</u> 省略																									

15 省略

16 省略

別表2 (第6条関係)

1～4 省略

5 省略

6 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長

7 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課少子化対策推進マネージャー

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 警察本部警務部警務課長

11 省略

12 省略

別表2 (第6条関係)

1～4 省略

5 県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 警察本部警務課長

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第7条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表(第4条関係)</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <table border="1"> <tr><td>室長</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室長補佐</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室員</td><td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ</u>に属する職員</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	省略	室長補佐	省略	室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ</u> に属する職員	<p>別表(第4条関係)</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <table border="1"> <tr><td>室長</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室長補佐</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室員</td><td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> _____に属する職員</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	省略	室長補佐	省略	室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> _____に属する職員
室長	省略												
室長補佐	省略												
室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ</u> に属する職員												
室長	省略												
室長補佐	省略												
室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> _____に属する職員												

(愛媛県農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

第8条 愛媛県農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1～11 省略</p> <p>12 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課主幹</u> (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課ブランド推進グループ担当係長</u>(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>14 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課流通戦略グループ担当係長</u>(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>15 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課地産地消グループ担当係長</u></p> <p>16～35 省略</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>1～11 省略</p> <p>12 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課主幹</u> (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長</u>_____ (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>14 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長</u>_____ (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>15 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ担当係長</u></p> <p>16～35 省略</p>

(愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正)

第9条 愛媛県福祉指導監査班規程(平成17年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)

1 省略
2 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>
3～5 省略

1 省略
2 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>
3～5 省略

(愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正)

第10条 愛媛県食の安全安心推進班規程（平成21年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1・2 省略 3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課消費・くらし安全安心グループ担当係長</u> （県民環境部長が指定するものに限る。） 4～6 省略	別表（第3条関係） 1・2 省略 3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課くらし安全・安心グループ担当係長</u> （県民環境部長が指定するものに限る。） 4～6 省略

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第11条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1（第3条関係） 1～7 省略 8 <u>デジタル変革担当部長</u> 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 <u>福祉政策統括監</u> 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略	別表1（第3条関係） 1～7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第12条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(営業統括課長、企画主幹及び営業グループ) 第6条 省略 2・3 省略 4 <u>企画主幹は、経済労働部産業雇用局産業政策課主幹、農林水産部農政企画局農政課主幹及び農林水産部農政企画局食ブランドマ</u>	(営業統括課長、企画主幹及び営業グループ) 第6条 省略 2・3 省略 4 <u>企画主幹は、経済労働部産業雇用局産業政策課主幹、農林水産部農政企画局農政課主幹及び農林水産部農政企画局ブランド戦略</u>

ーケティング課主幹の職にある者のうちから知事が命ずる。

5～11 省略

別表（第3条関係）

- 1～6 省略
- 7 農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課長
- 8～18 省略

課主幹の職にある者のうちから知事が命ずる。

5～11 省略

別表（第3条関係）

- 1～6 省略
- 7 農林水産部農政企画局ブランド戦略課長
- 8～18 省略

（愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正）

第13条 愛媛県気候変動適応センター規程（令和2年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 第6項の気候変動研究グループ員は、<u>県民環境部環境局の環境・ゼロカーボン推進課及び自然保護課並びに研究所の環境研究課及び生物多様性センターその他の試験研究機関に所属する職員のうちから知事が命ずる。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～5 省略 6 <u>県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長</u> 7～19 省略 	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 第6項の気候変動研究グループ員は、<u>県民環境部環境局の環境政策課</u>及び自然保護課並びに研究所の環境研究課及び生物多様性センターその他の試験研究機関に所属する職員のうちから知事が命ずる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～5 省略 6 <u>県民環境部環境局環境政策課長</u> 7～19 省略

（愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正）

第14条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>デジタル変革担当部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 省略</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 <u>福祉政策統括監</u> 5 <u>理事</u> 6 省略 7 <u>企画振興部長</u> 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>企画振興部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 省略</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。